

平成 26 年度第 2 回入札監視委員会〔議事概要〕

1. 開催日時 平成 27 年 3 月 27 日（金） 午後 2 時～午後 4 時
2. 開催場所 熊取町役場 北館 3 階 大会議室
3. 出席者 委員：3 人（全員）
事務局：総務部長、総務部理事（契約検査・債権整理担当）兼契約検査課長、契約検査課債権整理対策室長、契約検査グループ長、契約検査課副主査、契約検査課主事

4. 議題

〈報告案件〉 (1)平成 26 年度下半期(H26. 10. 1～H27. 1. 23)の入札・契約状況等について
(2)入札参加停止措置の状況について

〈審議案件〉 (3)抽出事案に関する入札及び契約の処理状況について〈審査〉

〔指名競争入札 6 件〕

- ① 公共下水道布設工事（26－3）及び小垣内二丁目地区給配水管移設工事（下水 26－3）〔指名競争入札〕
- ② 道路舗装修繕工事（26－2）〔指名競争入札〕
- ③ 熊取町立西小学校プール槽等改修工事〔指名競争入札〕
- ④ 道路舗装修繕工事（26－3）〔指名競争入札〕
- ⑤ 祇園橋水管橋移設工事設計業務〔指名競争入札〕
- ⑥ 町立小中学校非構造部材耐震改修工事実施設計業務〔指名競争入札〕

〈その他〉 入札・契約に関する情報提供等
〔平成 26 年度入札執行状況等〕

5. 公開・非公開の別 非公開

非公開の理由

本会は、審議会等会議公開指針第 3 条第 2 号に該当し、入札監視委員会規則第 6 条第 5 項（委員会は、非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。）により、非公開とします。

6. 審議等の概要

〈報告案件〉

(1) 平成 26 年度下半期 (H26. 10. 1 ~ H27. 1. 23) の入札・契約状況等について

- ・ 下半期に入札執行した指名競争入札 27 件 (建設工事 24 件、コンサルタント業務 3 件) の入札執行状況を説明。

主な意見・質疑
<ol style="list-style-type: none">1. 最低制限価格の設定に関するモデルを改正したことによって落札率が約 2 % 上がったということだが、資料を見る限りあまり変化が見られないように感じるが如何か。また、業者から何か反応はあったか。2. 最低制限価格の設定に関するモデルの改正はどの時点で変更しているのか。また、何故、年度途中で改正したのか。3. 工期限にあまり差が無く、最低制限価格の設定に関するモデルが改正されると、請負金額も約 2 % 上がることになると思うが、業者がモデル改正前の入札は辞退して、改正後の入札に参加するというような動きはあったか。 また、約 2 % 上がったことによって、辞退が少なくなった等、何か変化はあったか。4. 予算はどうなるのか。
回答・説明
<ol style="list-style-type: none">1. 工種ごとに多少ずれが生じるが、同工種で比較すると落札率が約 2 % 上がっている状況である。また、業者から特に反応は無いが、落札率が上がるということは請負金額が上がるということであるため、利益に反映されるのではないかと考える。2. 平成 26 年 10 月 1 日時点で改正しており、町長に予定価格を設定していただく日が 10 月 1 日より前か後かで区切っている。 最低制限価格の設定に関するモデルについては、大阪府の他自治体の状況を参考にしている。平成 27 年度からの適用も考えられるが、最新のモデルを適用している自治体が半数以上となっている状況から、なるべく早く適用した方が業者にとって良いと判断し、年度途中ではあるが、上半期と下半期の分かれ目である 10 月 1 日から運用を開始した。3. 改正後であれば請負金額が上がることにはなるが、最低制限価格でのくじ引きによる落札が続いている現状を考えると必ずしも落札できる状況ではないため、モデル改正前の入札は辞退するというような動きはまず無いと考える。 また、下半期であっても辞退する業者はあるため、この改正が理由で辞退が少なくなるというようなことはないと考える。4. 予算の範囲内で設計を組むため、予算が不足するという事はない。

(2) 入札参加停止措置の状況について

- ・ 下半期(H26. 10. 1～H27. 3. 26)の入札参加停止措置業者(5者)の措置状況について説明。

主な意見・質疑
1. 業者の処分等の情報をどのように収集しているのか。
回答・説明
1. 基本的に、大阪府の報道発表資料を毎日確認して情報収集しており、その情報をもって、本町の入札参加停止要綱に該当した場合に入札参加停止措置を行っている。

〈審議案件〉

(3) 抽出事案(6件)に関する入札及び契約の処理状況について〈審査〉

- ・ 各案件について工事概要、業者選定方法、入札経緯、入札結果等を総括的に説明。

① 公共下水道布設工事(26-3)及び小垣内二丁目地区給配水管移設工事(下水 26-3)〔指名競争入札〕

主な意見・質疑
1. 指名業者2者の辞退の理由は何か。また、全体的に見ると土木一式B等級の業者の選定業者数が少ないように感じるが如何か。 2. (1.の回答を受けて)辞退する業者が見込まれるのであれば、5者は少ないのではないか。 3. 指名選定の対象外となった業者について、今後回復の見込みはあるのか。
回答・説明
1. 現在、町内・準町内業者が少ない場合は、試行的に選定業者数を5者以上とする契約規則の規定を用いて運用している。土木一式B等級で、管又は水道施設の工種の登録がある町内・準町内業者は6者しか登録がなく、そのうち2者は手持ち工事があるため選定の対象外となっている。残り4者のうち3者については、損害賠償金等の納付の関係で、この時点では指名回避の措置をとっていたため、町内業者が1者のみとなり、足らずの4者を町外業者から抽選で選定した。 また、指名辞退の理由は求めているが、通常の上水道及び下水道工事であり特殊な工事ではないため、配置技術者の有無等が関係しているのではないかと考える。 2. 契約規則に基づいて試行的に運用していることもあり、ご指摘いただいた状況が続くようであれば、別の方法の検討の必要もあると考える。 3. 手持ち工事がある業者については、工事の施工が完了次第、指名選定の対象となる。指名回避の業者については、平成27年度は選定の対象となっている業者もある。平成27年度の町内・準町外業者の登録状況は、土木一式B等級に関しては、町内・準町内業者あわせて9者の見込みで

あるため、年度途中で町内・準町内業者が1者のみになることは考えにくいですが、辞退する業者がある場合は、今回のような事態になる可能性もある。

また、建築一式B等級についても、町内業者の登録は2者の見込みであり、今回のような事態になる可能性はある。

② 道路舗装修繕工事（26－2）〔指名競争入札〕

主な意見・質疑

質疑等無し

③ 熊取町立西小学校プール槽等改修工事〔指名競争入札〕

主な意見・質疑

1. 全ての業者が最低制限価格での入札でなく、予定価格でもない金額で入札している業者もあるが、どのような意思表示なのか。
また、この工事は特殊な工事なのか。
2. 無効になった業者は町内業者か、町外業者か。
また、無効の要件等は周知しているのか。

回答・説明

1. 推測ではあるが、最低制限価格での請負いは困難であったと思われる。
本工事は、専門的な工事で、外注することが一般的であり、外注にかかる経費を考慮したうえでの応札と思われる。
2. 無効になった業者は町内業者である。
また、無効の要件等は要綱等で全て公表しており、業者に対しても入札チェックシートで注意喚起している。

④ 道路舗装修繕工事（26－3）〔指名競争入札〕

主な意見・質疑

1. 指名取消の件で、和解不履行ということだが現状はどうか。
また、そのような業者は他市町村に入札参加資格審査申請は可能なのか。

回答・説明

1. 現在、和解不履行により期限の利益を喪失した。
他市町村での入札参加資格審査申請は可能だと考えるが、ほとんどの市町村では基本的に市（町・村）内業者のみでの入札が一般的であるため、熊取町の業者が他市町村の入札に参加することは難しいのではないかと考える。

⑤ 祇園橋水管橋移設工事設計業務〔指名競争入札〕

主な意見・質疑

1. B等級はどの業者か。
また、コンサルタント業務は最低制限価格の設定が無く入札金額に差があるが、大手の業者のほうが入札金額が低いというような傾向はあるのか。

回答・説明

1. B等級は通し番号3、4、5、7～10番の業者である。
また、落札した業者はC等級であり、そのような傾向は無く、得意分野や技術者の構成等が影響しているのではないかと考える。

⑥ 町立小中学校非構造部材耐震改修工事実施設計業務〔指名競争入札〕

主な意見・質疑

1. 何故このように落札率が高いのか。

回答・説明

1. 設計内容が非常に細かく手間のかかる内容となっており、さらに業務箇所が8箇所にわたることが原因であると考え。上水道関係の設計業務に関しては落札率が低い傾向にあるが、本案件のように現地にある建築物を詳細に調査するというような設計業務や、特殊な工法を用いるような場合には落札率が高くなる傾向がある。

(その他、総括的な事項について)

主な意見・質疑

質疑等無し

〈審議結果〉

平成26年度下半期(平成26年10月～平成27年1月)の入札、契約の執行状況については、適正に処理されているものと認める。

〈その他〉

事務局からの情報提供等

- ① 平成 26 年度入札執行状況について
- ② 平成 27 年度第 1 回入札監視委員会の開催予定について

7. 審議会の情報	名 称	入札監視委員会
	根拠法令等	附属機関条例 入札監視委員会規則
	設置期間	平成 21 年 7 月 24 日～
	所掌事項	建設工事並びにコンサルタント業務にかかる入札、契約の過程及び内容について審査し、入札及び契約事務の公正な執行審査に関すること。
	委員数	3 人
8. 担当課	契約検査課	